

平成十九年十一月十三日提出
質問 第二一五号

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第一九二号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、二〇〇七年十一月三日の久留米市における鳩山邦夫法務大臣の「事実を言うと、みんながびつくりしてマスコミが騒ぐわけでありまして。とにかくこの国をテロから守る。テロリストの怖いのが平気で日本をうろろろしている。私はその事実を知っているから申し上げている。」との発言（以下、「鳩山発言」という。）について、政府は「御指摘の『鳩山発言』は、鳩山法務大臣の個人的な経験及び識見に基づいてなされたものと承知している。」「鳩山法務大臣が、個人的な経験及び識見に基づいて、お尋ねのように『警察当局、公安当局』に『然るべき情報』を提供しているかどうかについては、一個人としての活動であって、政府としてお答えする立場にない。」との答弁がなされているが、仮に「鳩山発言」が鳩山大臣個人の経験及び識見に基づいたものであっても、テロの脅威が叫ばれる昨今、我が国の治安維持を担う國務大臣が公の場において国民にテロの脅威を説くような発言を行い、更に自らテロリストが我が国で活動していることを知っていると明言し、「とにかくこの国をテロから守る」「私はその事実を知っているから申し上げている」と述べた以上、それは「一個人としての活動」を超え、公

人として然るべき対応をとる責務が発生すると考えるが、政府の見解如何。

二 「鳩山発言」の内容について政府は確認しているのか。政府が「鳩山発言」の内容は鳩山大臣の個人的な経験及び識見に基づくものとして、事実我が国におけるテロリストの活動について何の調査もしていないのならば、右は治安維持に責任を持つ政府の対応として適切か。

三 「前回答弁書」で、政府は「御指摘の『鳩山発言』については、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならないという趣旨でなされたものと聞いている。」との答弁がなされているが、前回質問主意書では国务大臣として「鳩山発言」のような、あまりに無責任でいたずらに国民の不安を煽る発言を行うことは適切であるかどうか、内閣総理大臣としてどのように認識しているかを問うたものである。質問の真意から外れた、不誠実な答弁を行うのではなく、「鳩山発言」が適切であると認識しているか否か、内閣の長たる内閣総理大臣の見解を示すことを求める。

右質問する。